

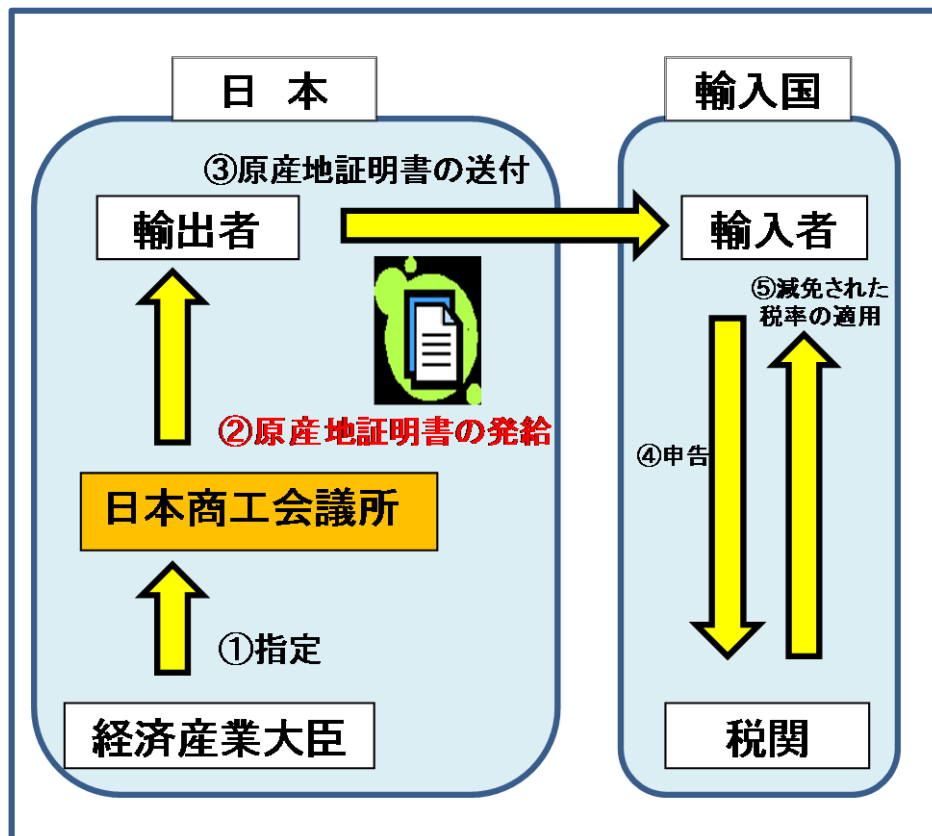
原産地証明法に基づく認定輸出者について

1. 認定輸出者とは

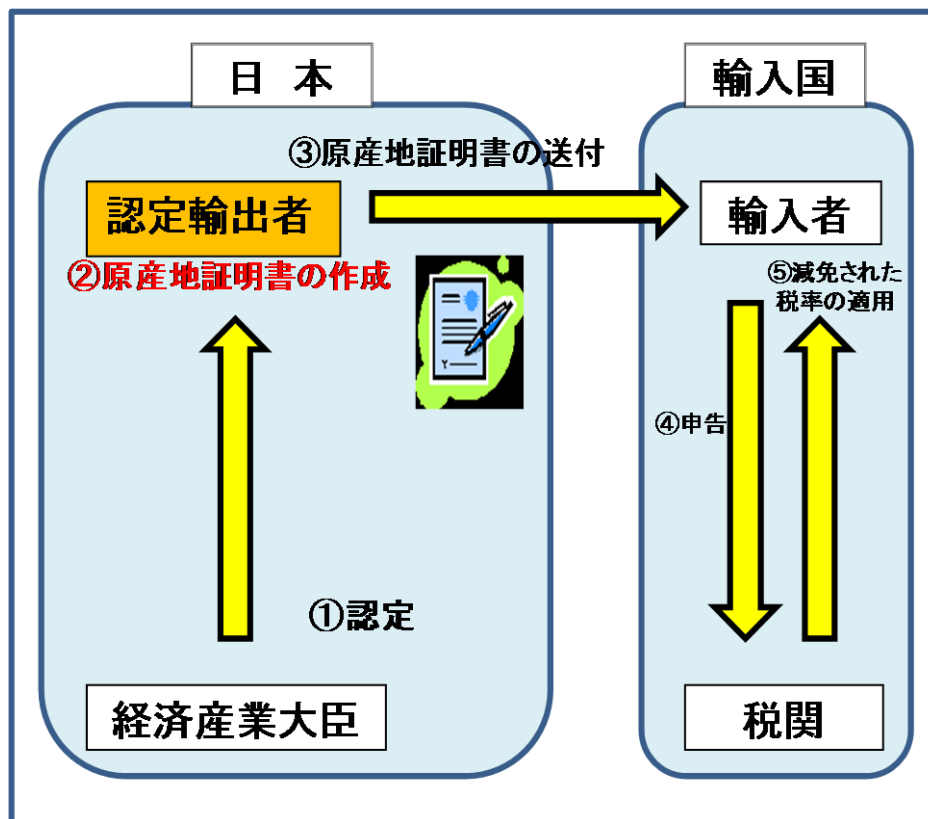
経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（原産地証明法）では、経済連携協定（EPA）の締約相手国向けの輸出に際し、関税上の特恵待遇を受けるために必要な原産地証明書について、2種類を規定しています。

1つ目は、経済産業大臣が指定した発給機関が発給する第一種特定原産地証明書で、2つ目は、経済産業大臣の認定を受けた輸出者自らが作成する第二種特定原産地証明書です。この第二種特定原産地証明書を作成することができる輸出者のことを「認定輸出者」と言います。

- 第一種特定原産地証明書（指定発給機関である日本商工会議所が発給）



- 第二種特定原産地証明書（「認定輸出者」が自ら作成）



※ 2019年4月現在、この認定輸出者が自ら原産地証明書を作成できる規定があるEPAは、スイス、メキシコ及びペルーとの間で結んだ3協定のみです。

2. 認定輸出者のメリット

(1) 原産地証明書発給コストの削減

認定輸出者は、日本商工会議所に対する原産地証明書の発給申請の手続を行うことなく、自ら原産地証明書を作成することができるため、日本商工会議所による原産地証明書の発給に係る手数料が不要となります。

なお、認定の際、認定輸出者には、登録免許税法に基づく登録免許税（9万円）が課税されます。また、認定の有効期間である3年ごとに認定の更新となりますが、その際には、更新手数料5,000円（電子申請の場合は4,550円）のみの納付が必要となります。したがって、中長期的には、発給コストの削減効果は大きくなります。

※ 日本商工会議所に対して発給申請を行う場合、原産地証明書40件（1件に同一の1産品を掲載していった場合）で約9万円の手数料が発生します（2,500円×20回+2,050円（21回目以降）×20回=91,000円）。

また、毎月2件、原産地証明書（1件に同一の1産品を掲載していった場合）の発給申請を行う場合、3年間では約16万円の手数料が発生します（2,500円×20回+2,050円（21回目以降）×52回=156,600円）。

(2) 原産地証明書発給に係るリードタイムの削減

日本商工会議所による原産地証明書の発給には、審査等のための一定の事務手続期間が必要ですが、認定輸出者の場合は、必要なタイミングで迅速に原産地証明書の作成が可能となります（輸入申告前に原産地証明書の記載事項の誤りに気がついた場合などの修正も自ら行うことができます。）。

3. 認定の基準

(1) E P A利用実績

第一種特定原産地証明書の発給を定期的に受けていること。

（概ね半年で8回以上（認定の申請を行うE P A以外の受給実績を含む））

(2) 社内責任者等の配置

①「統括責任者」の配置

社内の証明書作成業務全体を総括管理する者。下記②及び③の者に対する指揮監督権限が社内の内部規則において位置付けられていること、又は、当該統括責任者と下記②及び③の者との間の連絡体制が整備されていること。

②「法令業務責任者」の配置

原産地証明書に係る書類の保存、帳簿の記載、変更の届出等、原産地証明書の作成に係る法令に定められている業務を適確に実施できる者。

③「証明書作成業務担当者」の配置

日本商工会議所から原産品判定を受けた物品について、「特定原産品であることを明らかにする資料」の作成に関する事務に携わったなど、一定の実務経験がある者。

(3) 連絡体制の構築

経済産業省からの情報提供要請等に対応するための経済産業大臣（原産地証明室）との連絡体制、生産者との連絡体制（輸出される物品の生産に係る情報の収集等の協力体制など）を整備していること。

認定の申請手続や認定輸出者に課される義務等については、「経済連携協定（E P A）に基づく認定輸出者自己証明制度 申請・利用の手引き」を参照ください。

【お問い合わせ先】

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理課 原産地証明室

(Tel) 03-3501-0539

(Fax) 03-3501-5896

(E-mail) gensanti-syoumei@meti.go.jp